

南部地域の地域資源磨き上げを通じた活動創出業務委託仕様書

1 委託業務名

南部地域の地域資源磨き上げを通じた活動創出業務委託仕様書

※南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町の13市町をいいます。

2 事業の目的

南部地域には、城・灯台・離島や文化・祭・食など様々な地域資源が存在する。これらの地域資源は、地域住民にとっては身近なものだからこそ、その魅力が地域内でも十分に知られていない現状にある。一方で、地域資源にこだわりのあるファン・マニア（※1）から見れば、地域住民とは異なる独自の視点での魅力があり、観光資源になり得るものである。

また、これらの地域資源は地域住民によって守られてきたものも多くあるものの、南部地域では人口減少が進み、地域資源に関わる地域の担い手不足が懸念されている。

そこで、本事業は、こうした地域資源に焦点を当て、ファン・マニア目線での魅力を参考に観光コンテンツとしての磨き上げを行うことで、地域の観光誘客を促進するとともに、地域づくり活動に主体的に取り組む人びとや、地域資源を活用した新たな活動の創出を図ることを目的とする。

※1：「城マニア」「鉄オタ」などと呼ばれる、特定の地域資源に興味を持つ人びとや、地域資源の魅力に精通した人びと。

3 履行期間

契約の日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）地域資源の磨き上げに向けた講座の開催、現地調査、磨き上げのサポート

ア）業務全体の諸条件

① 受託事業者の役割

参加者が主体となって地域資源の磨き上げを行ううえで必要となる知識の習得を目的として、地域資源の歴史や磨き上げの手法等を学ぶ講座の開催や、地域資源を見学し情報収集を行うための現地調査を行う。また、これらにより知識を得た参加者が観光資源としての磨き上げを行うため、受託事業者はそのサポートを行う。なお、講座等の実施回数は次のとおりとする。

- ・講座（座学）…2回以上
- ・情報収集のための現地調査…1回以上
- ・磨き上げにかかる活動…全体的なサポートを行う

② 参加対象者

地域住民や地域資源のファン・マニア等とする。なお、地域資源を活用して地域づくり活動に主体的に取り組む人びとを創出するため、地域住民を必ず参加者に含めること。

③ 募集人数

参加者は8名以上を確保すること。なお、参加者は、講座、現地調査、磨き上げにかかる活動の全てに参加することを基本とする。

④ 地域資源

原則として、下記候補を磨き上げるものとする。なお、より高い効果が見込まれ、地域との調整等を含め実施可能なものであれば、これ以外を提案することも差し支えないものとするが、最終的に三重県と協議のうえ決定するものとする。

市町から提案があった候補	<ul style="list-style-type: none">● 知る人ぞ知る星空の魅力磨き上げ@南伊勢町・南伊勢町の鶺倉園地（見江島展望台）は県内の星空スポットのなかでも『明かりが少ない・駐車場から近い・トイレがある』と星空観察には好条件が揃った場所。・星空好きの間では知られつつあるスポットではあるものの、まだまだ一般的には知られていないマイナースポット。星空案内ができる人材育成や、新たな観光商品開発のきっかけとなることを期待。
--------------	--

⑤ 市町との連携

企画にあたっては、事業を実施する地域の市町や観光協会等の関係団体と連携し、地域に根差した持続可能な企画とすること。

イ) 講座（座学）の開催方法について

- ① 講師の手配を行うこと。なお、講師には、当該地域資源にかかる有識者や、地域資源の魅力に精通したファン・マニア、関係人口・地域づくりに専門的知見を有する者、観光に専門的知識を有する者等の中から起用すること。
- ② 司会者を立てるなど、講座が円滑に進行できるよう留意すること。
- ③ 開催方法は、対面もしくはオンラインとする。なお、対面とオンラインを併用したハイブリッド開催とすることも差し支えない。
- ④ 参加者募集の際には、チラシによる周知のほか、受託者や講師等が運営する SNS 等のソーシャルメディアで告知すること。
- ⑤ 当該地域資源やその周辺の地域の歴史や背景について学び、地域資源への関心を高める内容を組み込むこと。
- ⑥ 参加者同士の交流を活性化させ、観光資源としての磨き上げに向けた機運を醸成する工夫をすること。

ウ) 現地調査の実施方法について

- ① 現地調査には運営スタッフが同行すること。
- ② 必要な場合には、移動手段（車、貸切バス等）を手配すること。
- ③ 不測の危険に備えて、参加者全員に傷害保険に加入させること。
- ④ 現地調査の実施にあたっては、旅行業法、道路運送法等の関係法令を遵守すること。
- ⑤ 必要な場合には、ガイド（※2）を同行させること。
※2：【例】 ツアーガイド、専門家、その施設の関係者 等
- ⑥ 参加者の費用負担について、施設等を見学する場合は、見学にかかる費用を委託料から支払うこと。

エ) 磨き上げにかかる活動のサポートについて

- ① 参加者がアイデアを出し合う場を設置し、参加者が提案したアイデアを実現・実践するためのサポートを行うこと。
- ② アイデアを実現・実践する活動にかかる経費として30万円を確保し、委託料から支払うこと。

(2) 独自提案取組

- ア) 事業の趣旨を踏まえたうえで、当該事業をより効果的な内容とする方策（例：現地調査の内容を充実させるため、地元住民との意見交換を実施する等）について、委託料の範囲内で実施可能なものがあれば提案のうえ取り組むこと。

(3) 事業実施報告書の作成

- ア) 実施した事業の内容及び結果を報告書としてまとめること。
- イ) 報告書においては、実施結果の分析を行って課題を整理するとともに、地域づくり活動に主体的に取り組む人びとの創出や、地域資源を活用した活動が地域において継続していくための有効な手法について考察を行うこと。

5 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。

- (4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示をする場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じて、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

6 納品する成果物

4 (3) で作成した事業実施報告書を電子データで1部提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月13日(金)

(2) 提出場所

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課

Email:nanbu@pref.mie.lg.jp